

## 2017 年度 政務活動費支出整理簿

(会派名 生活者ネットワーク )

経費項目		視察研究費	
整理番号	月日	支出額(円)	支出内容
1	5月9日	15000	「第1回自殺対策研修会」参加費
2	5月9日	864	「第1回自殺対策研修会」1日目交通費
3	5月10日	864	「第1回自殺対策研修会」2日目交通費
4	5月16日	48114	議会運営委員会視察
5	5月22日	1728	東京自治研センター月例フォーラム交通費2名分
6	5月24日	412	東村山市役所視察交通費
7	8月10日	4276	横須賀市役所視察交通費
8	8月17日	348	公園経営セミナー
9	11月5日	5000	市民と議員の条例づくり交流会議参加費
10	11月5日	862	市民と議員の条例づくり交流会議交通費
11	11月11日	534	種子法学習会交通費
12	11月22日	27024	松本市役所視察
13	1月20日	534	雨水学習会交通費
小計			備考
合計		105560	

後藤ゆう子交通費

日付	目的	行先	経路	金額	備考
5月9日	「第1回自殺対策研修会」1日目	日本財団ビル	田無⇨高田馬場⇨日本橋⇨ 虎ノ門	864	西武線(片道237円)、東京メ トロ(片道195円)
5月10日	「第1回自殺対策研修会」2日目	日本財団ビル	田無⇨高田馬場⇨日本橋⇨ 虎ノ門	864	西武線(片道237円)、東京メ トロ(片道195円)
5月22日	東京自治研センター月例フォーラム	中野サンプラザ	田無⇨武蔵境⇨中野	864	西武バス(片道216円)、中央 線(片道216円)
11月11日	種子法学習会	新宿ASKビル	田無⇨西武新宿	534	西武線(片道267円)
1月20日	雨水学習会	新宿ASKビル	田無⇨西武新宿	534	西武線(片道267円)
				3660	
計					

整理番号 2

整理番号 3

整理番号 5

整理番号 11

整理番号 13

かとう涼子交通費

日付	目的	行先	経路	金額	備考
5月22日	東京自治研センター月例フォーラム	中野サンブラザ	田無⇄武蔵境⇄中野	864	西武バス(片道216円)、中央線(片道216円)
8月17日	公園経営セミナー(多摩北部都市広域行政圏協議会 緑化専門委員会主催)	ルネ小平	田無⇄小平	348	西武線(片道174円)
11月5日	市民と議員の条例づくり交流会シンポジウム	首都大学東京秋葉原サテライトキャンパス	田無⇄高田馬場⇄秋葉原	862	西武線(片道237円)、JR(片道194円)
計				2074	

整理番号 5  
整理番号 8  
整理番号 10

様式第1号 (第3関係)

支 払 証 明 書


1 金 額 5,734 円

2 支 払 先 西武鉄道・西武バス・JR・東京メトロ

3 件 名 視察交通費

4 支払年月日 2018 年 3 月 31 日

上記のとおり支払したことを証明します。

会 派 名 生活者ネットワーク  
代 表 者 後藤ゆう子  印

# 領収書添付用紙

経費項目 \* 該当費目に○をつけてください。

整理番号 109

調査研修費		【内容説明欄】
視察研修費	○	
広報費		
広聴費		
資料作成費		
資料購入費		
事務費		
【領収書等添付欄】		

## 領 収 書

2017年5月9日

後藤 ゆう子 様

★15,000 円

但し、5/9～10『第1回自殺対策研修会』参加費として上記正に領収致しました。

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 4-6-9 S-Tビル5階  
 特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフライン

## 領 収 書

2017年11月5日

加藤涼子 様

5,000円

交流会議2017秋の特別企画 参加費として

上記正に領収いたしました

市民と議員の条例づくり交流会議

〒102-0082 東京都千代田区一番町9-7-6F  
 TEL 03-3234-3808 FAX 03-3263-9463

### 【留意事項】

- この用紙は、該当経費の項目に○をつけて経費項目毎に領収書を貼付けていただくものです。ホームページ等で情報公開を行う関係から、領収書は重ねて貼付けしないようにしてください。
- この【留意事項】を覆うように領収書を貼付けても結構です。

**自殺対策研修会** 第1回

地方議員向け

■基本法改正後の  
地域自殺対策に  
求められるもの■

日程 2017年5月9-10日  
会場 日本財団

主催 NPO 法人 自殺対策支援センター ライフリンク  
後援 自殺対策を推進する議員の会 公益財団法人日本財団

[研修のポイント](#)
[開催概要](#)
[アクセス](#)
[プログラム](#)
[登壇予定者](#)
[参加申込](#)

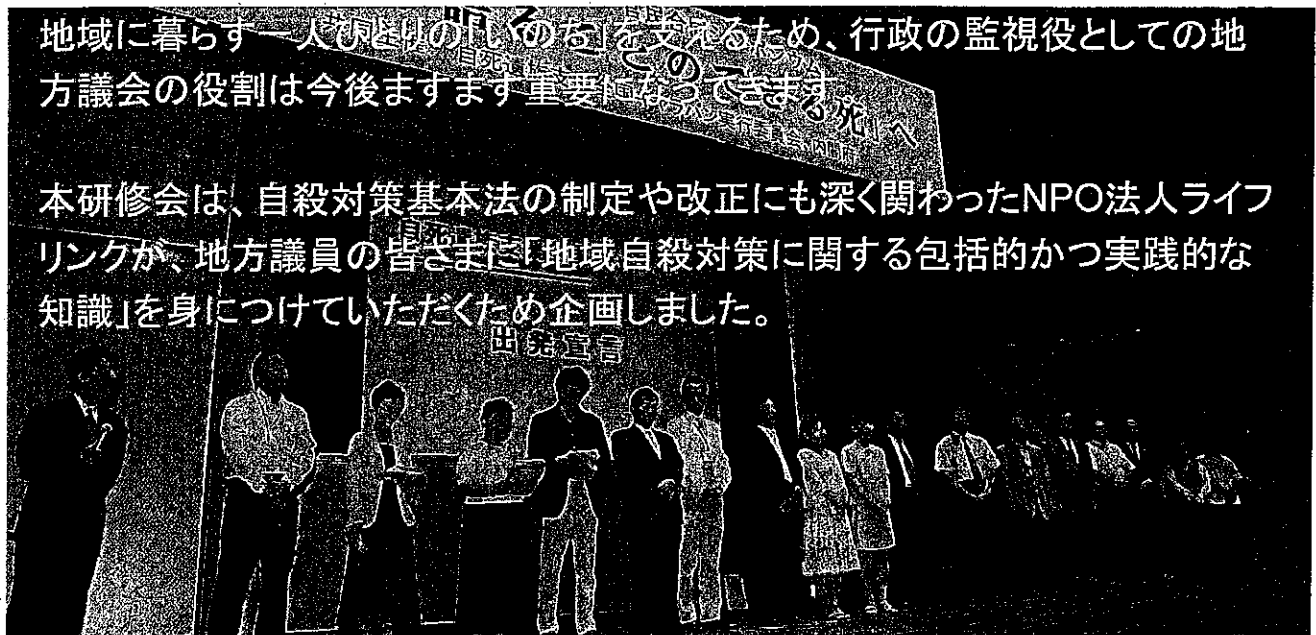
[お問合せ](#)
[チラシダウンロード](#)

自殺対策新時代 自殺を「語る」ことのできる死へ  
共同主催 自殺対策推進センター ライフリンク

# 地方議会の役割が今後ますます重要に

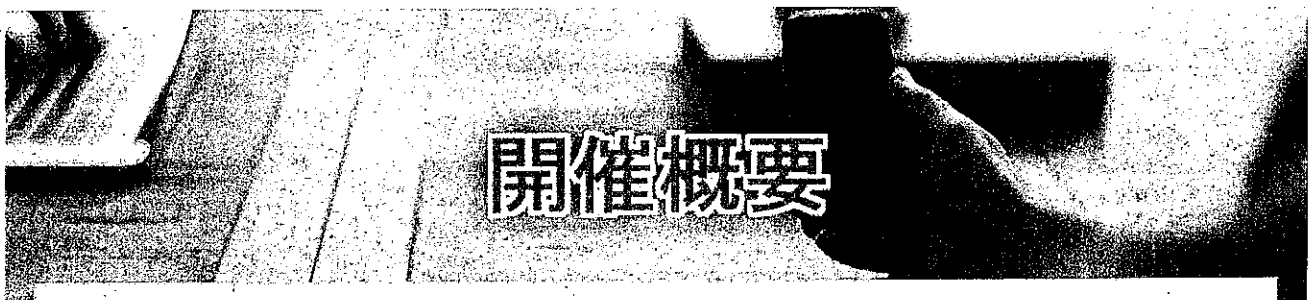
2016年に自殺対策基本法が大きく改正され、すべての都道府県および市区町村に自殺対策計画の策定が義務付けられました。

「生きるための包括的な支援」である自殺対策について、実効性ある地域計画をどう策定し、どう実行・検証すればいいのか。



## 研修のポイント

- ❑ 各地域の自殺の実態を踏まえて、どのような対策を講じるべきか。多くの先進事例を紹介しながら、それぞれの地域特性に応じた自殺対策を推進するためのポイントをお伝えします。
- ❑ 地域の現場で活動する民間団体や行政担当者、自死遺族等の声に耳を傾け、自殺の実態や対策の課題を総括します。
- ❑ 地域自殺対策に関する、議会での効果的な質問の仕方をお伝えします。



名 称	第1回 地方議員向け「自殺対策」研修会 基本法改正後の地域自殺対策に求められるもの
日 時	【2日間通し開催】 2017年5月9日(火)13:00～17:00(開場12:30)、17:30～意見交換会(懇親会)【任意】 2017年5月10日(水)9:30～16:00(開場9:00)
場 所	日本財団ビル 2階 大会議室
主 催	NPO法人 自殺対策支援センター ライフリンク
後 援	自殺対策を推進する議員の会 公益財団法人日本財団
対 象	都道府県議会議員 市町村議会議員 議会事務局職員等 ※2日間全日程を受講いただける方を対象とします。
募集人数	100名 ※募集人数を大幅に超えた場合は、申込期限後に抽選等をさせていただきます。予めご了承ください。
参加費	都道府県議会議員・市町村議会議員 15,000円 議会事務局職員等 5,000円  1日目意見交換会の費用 4,500円【任意】 2日目昼食としてのお弁当代 1,000円【任意】  ※5月6日(土)以降のキャンセルの場合は、返金はできかねますのでご容赦ください。
申込期限	2017年5月2日(火)まで ※期限を延長しました。
受講決定	受講の可否については、4月25日(火)までに通知をお送りします。 支払方法等の手続きについては、本受講決定通知書によりお知らせします。



市民と議員の条例づくり交流会議2017 秋の特別企画

市民自治体と介護保険のガバナンス

# 介護保険制度の改定と 議会審議のポイント

介護保険制度は、介護の社会化とともに、地方分権の試金石として2000年度からスタートしました。今回、6回目の制度見直しが行われ、2018年度から「地域包括ケア」を本格化させることになります。

介護保険は、給付の縮減を第一に考え保険料を極力抑える運営を行う。反対に、特養入所者の全入を目指し、給付の提供を第一に考え保険料を上げるなど内容や保険料の選択が自治体ごとにできる制度です。あらためて、自治体での基本的な考え方をどう整理し、実現するのかが問われています。

議会は、介護保険料や介護保険の内容を左右する予算・決算を決めます。つまり、議会の審議やチェック機能が問われることになり、議会改革の様々なツールを生かす絶好の機会になります。

介護保険の基礎知識や法改正・制度改定のポイントをおさえ、地方分権や市民参加をふまえた議会の役割を確認し、市民が自治体を介して支え合う仕組み・介護保険のガバナンスを議論します。

ぜひ、ご参加ください！

日時○2017年 **11月5日** (日)

13時30分～16時30分 (開場13時)

会場○首都大学東京 秋葉原サテライトキャンパス  
(JR秋葉原駅より徒歩1分)

参加費○議員 5,000円/市民 1,000円

定員○80名 (要申込/第一次メ切10月10日)

※定員に達し次第、申込受付は終了いたします

※HP申込フォーム、裏面申込用紙よりお申込ください

## ■プログラム (2017年9月15日現在)

第一部○講演 **鏡諭**さん

(淑徳大学コミュニティ政策学部教授)

※講演者略歴は裏面に掲載しています。

第二部○ディスカッション

コーディネーター **廣瀬 克哉**さん (法政大学)

主催



市民と議員の  
条例づくり交流会議



自治体議会改革  
フォーラム

〒102-0082 東京都千代田区一番町9-7-6F

TEL 03-3234-3808 FAX 03-3263-9463

E-mail [jourei@jourei.jp](mailto:jourei@jourei.jp) URL <http://www.jourei.jp/>

議会運営委員会視察(後藤 ゆう子議員分)						
視察期間	平成29年5月15日・16日					
視察先	青森県 八戸市					
視察目的	議会運営の活性化及びタブレット端末の活用について					
視察先	岩手県 久慈市					
視察目的	災害対策連絡協議会等について					
日付	発(場所)	着(場所)	利用交通機関	距離(km)	金額	備考
5月15日						
	田無	高田馬場	西武新宿線	15.6	237	
	高田馬場	東京	JR山手線	14.4	8,650	団体割引乗車券
	東京	八戸	新幹線JR	631.9	6,680	特急券・座席指定券 東京-八戸
	八戸	久慈	JR八戸線	64.9	0	団体割引乗車券に含む
5月16日	久慈	八戸	JR八戸線	64.9	9,610	
	八戸	東京	新幹線JR	631.9	6,680	特急券・座席指定券 八戸-東京
	東京	高田馬場	JR山手線	14.4	0	上記の乗車券に含む
	高田馬場	田無	西武新宿線	15.6	237	
小 計					32,094	
日 当	2,500 円 × 2 日				5,000	
宿泊費	11,020 円 × 1 日				11,020	(1泊2食付き)
合 計					48,114	

ご請求書  
INVOICE

旅 京王観光

No : 05C-047511

DATE : 2017/5/9

Page : 1 / 1

京王観光株式会社 立川支店

〒190-0022

東京都立川市錦町2-4-2 CB立川ビル5F



TEL: 042-525-3991

FAX: 042-526-2892

責任者: [Redacted]

担当者: [Redacted]

生活者ネットワーク 後藤 ゆう子 様

受付コード RECEIPT No : G000209893

旅行期間 TRAVEL PERIOD: 2017年05月15日～2017年05月16日

この度は弊社をご利用頂きまして誠にありがとうございます。つきましては、下記金額をご請求申し上げますのでよろしくお願いいたします。

Your kind attention to undermentioned will be highly appreciated

内 訳 DESCRIPTION	数 量 QUANTITY	単 価 UNIT PRICE	金 額 TOTAL
往復 新幹線乗車券・特急券代 東京—久慈	1	¥31,620	¥31,620
久慈第一ホテルご宿泊・朝食ご夕食代	1	¥11,020	¥11,020

備考: ご旅行代金

2017年6月15日 までにお支払願います。

ご請求額  
GRAND TOTAL ¥42,640

領 収 証 Receipt

No. 05C-029603

G000209893

生活者ネット

後藤 ゆう子 様

¥42,640-

統一付印  
簿に紙  
票を貼  
着し  
認印  
を  
捺す

但し、旅行代金

2017年05月11日 上記正に領収いたしました。

領収内容

現金 42,640円 京王観光株式会社  
取扱窓口 立川支店  
TEL 042-525-3991

部 署 印  
被 印  
被 印

旅 京王観光

部番印のないものは無効です

## 視察報告書

生活者ネットワーク

後藤ゆう子

視 察 名	議会運営委員会視察
日 時	平成 29 年 5 月 15 日 (月) ~16 日 (火)
視 察 先	八戸市・久慈市
目 的	「議会運営の活性化及びタブレット端末の活用」 について調査 「災害対策連絡協議会」等について調査
内 容	<p>5 月 15 日 (月)</p> <p>2015 年度からタブレット端末を導入している八戸市議会の、ペーパーレスや、議員への情報伝達の迅速化、コスト削減効などを調査した。</p> <p>西東京市議会が導入するにあたっては、どの会議を対象にするのか、資料の拡大、アクセスポイントの設置等の課題があることを確認した。</p> <p>5 月 16 日 (火)</p> <p>東日本大震災の経験を踏まえ久慈市議会で作成されたされた「市議会災害時対応マニュアル」、「議会災害対策連絡会議」について説明を受けた。</p> <p>その後、議会の通年会期制の導入と ICT 化の推進についての説明を受けた。</p> <p>その効果として、2016 年の台風 10 号の際に、災害対策連絡会議が機能し、またタブレット端末を活用し情報提供・共有することで「チーム議会」として緊急要望を行うなど迅速対応ができた。通年議会を採用したことで、議会として迅速な判断ができた。との説明を受けた。</p>

旅費計算書

視察期間	2017年5月24日	(会派名)	生活者ネットワーク
視察先	東村山市役所	(参加人数)	1 名
視察項目	「教員サポーター」の活用について		

日付	発(場所)	着(場所)	利用交通機関	距離(km)	金額	備考
5月24日	田無	東村山	西武新宿線	8.4	206	
	東村山	田無	西武新宿線	8.4	206	
小 計					412	
日当	2,500円 ×			日	0	
宿泊費	円 ×			泊		
参加費等						
合 計(1人当り)					412	
総合計				1 名	412	

様式第1号 (第3関係)

支 払 証 明 書

- 1 金 額 ¥412円
- 2 支 払 先 西武鉄道
- 3 件 名 「教員サポーター活用」視察交通費
- 4 支払年月日 2017年 5 月 24 日

上記のとおり支払したことを証明します。

会 派 名 生活者ネットワーク  
 代 表 者 後藤ゆう子 (印)

## 行政視察報告書

### 東村山市教育委員会「教員サポーター」の活用について

日時：2017年5月24日（水）13：30～16：00

場所：東村山市議会 会議室

視察先：大西弥生さん（東村山市教育部 子ども・教育支援課 課長）

視察者：かとう涼子（西東京市議／生活者ネットワーク）

#### <行政視察の目的について>

通常級に在籍する支援が必要な子どもに対し、西東京市においては個別配置（指導補助員）という考え方で、対象学年・配置期間を一定設けた支援を行っているが、制度の柔軟性という点では課題がある。東村山市の「教員サポーター」の概要と校内支援体制について、また、不登校の子どもへの支援体制について伺う。

#### <教員サポーター制度について>

##### 1. 教員サポーター制度の概要について

制度の目的は、「特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が在籍する通常の学級に人材を派遣し、個々の教育ニーズに応じた指導方法等の充実に資する」というもの。現在、教員免許の所持者が全小中学校へ1名ずつ年間を通じて派遣されており、副校長等の指示のもと、カリキュラムに応じて学年、クラスの区別なく臨機応変に配置されている。

主な役割としては、授業中の寄り添い支援、作業補助、教室の飛び出しへの対応、遠足等の課外活動のサポートなど。高学年～中学生などは自我の発達段階に応じたサポートを心掛けている。配置時間は540時間／年・人（研修時間を含む）、H29年度予算額は1,784,000円（保険加入費、遠足等の実費精算は別途）。

##### 2. 教員サポーター制度の効果と課題

H17年度に開始し、H27年度以降は全校設置となる中で、学校側の認識は確実に変化してきている、とのこと。通常級に在籍する支援が必要な子どもに対し、「誰かのサポートがあれば、通常級で受け入れられる」との意識のもとに、校内連携が進みつつある。教員サポーターは、基本的に同じ学校で継続雇用される（配置換えはあり）ため、子どもの成長過程に寄り添った伴奏支援が可能となっている。

一方、学校の規模は考慮されず一律の基準で配置されているため、大規模校を中心に配置の拡充を求める声がある。

#### <不登校支援とスクールソーシャルワーカー（SSW）について>



## 1. スクールソーシャルワーカー（SSW）の概要について

東村山市では、スクールソーシャルワーカーの支援は不登校支援に限定している。不登校児童・生徒の数が他市と比較しても多く、その対応を喫緊の課題と捉え、H27年度より3名を報償費対応で配置、H29年度より3名を嘱託職員として教育委員会内に配置（資格要件は教員経験者、社会福祉士）。欠席日数が30日を超えた児童・生徒に対し、個人支援票の作成、関係者間協議を行った上でSSWによる具体的な支援が開始される。SSWは直接子どもの意向を聞き取り、復学支援に向けたソーシャルワークを行う。

## 2. SSWの効果と課題

不登校の子どもも多くは「学校に行きたい」と思っており、SSWが直接子どもと関わることで、その半数には確実に変化・改善が見られた。とりわけ、不登校が長期化している子どもに対しては効果が顕著とのこと。ケースワーカー等、家庭にさまざまな支援者が関わるケースもあるが、子どもにとってのSSWは「自分のことを一番に考えてくれる人」であることが肝心である。SSWを教員経験者としたことにさまざまな意見はあるが、学校のしくみを理解しているからこそできる支援がある、との考えである。

一方で、不登校児童・生徒の数自体には、顕著な変化は見られない。不登校対応としては、SSWの取り組みとあわせて、校内連携による「未然防止・早期発見・早期支援」が一番のカギと考えている。

### <その他>

・H28年度の組織改組で、0～18歳を対象とする子ども・教育支援課を教育部の中に設置した。これまで社会福祉協議会に委託してきた未就学児の発達支援をあらためて直営に戻したうえで、課の所管業務とし、福祉と教育の連携により未就学時～学齢期の子どもの切れ目ない支援に対応している。なお、子ども家庭支援センターの配置も同じフロアとすることで、子どもを取り巻く市内連携体制づくりの強化につなげている。

・就学の時期に合わせて、全世帯に就学支援シートを配布している（希望者のみ提出）。

以上

### 旅費計算書


視察期間		2017年8月10日		(会派名)		
視察先		横須賀市役所		生活者ネットワーク		
視察項目		市民参加・市民協働の手法		(参加人数 2 名)		
日付	発(場所)	着(場所)	利用交通機関	距離(km)	金額	備考
8月10日	田無	高田馬場	西武新宿線	15.6	237	往路
	高田馬場	品川	JR山手線	13.3	194	往路
	品川	横須賀中央	京急本線	49.9	638	往路
	横須賀中央	品川	京急本線	49.9	638	復路
	品川	高田馬場	JR山手線	13.3	194	復路
	高田馬場	田無	西武新宿線	15.6	237	復路
小 計					2,138	
日 当	2,500円 ×			日	0	
宿泊費	円 ×			泊		
参加費等						
合 計(1人当り)					2,138	
総合計				2 名	4,276	

様式第1号 (第3関係)

支 払 証 明 書

- 1 金 額                        ¥4,276 円
- 2 支 払 先                   西武鉄道・JR・京急電鉄
- 3 件 名                      「市民参加・市民協働の手法」視察交通費
- 4 支払年月日                 2017年 8 月 10 日

上記のとおり支払したことを証明します。

会 派 名 生活者ネットワーク  
 代 表 者 後藤ゆう子 

## 視察報告書

生活者ネットワーク

後藤ゆう子

かとう涼子

視 察 名	市民参加・市民協働視察
日 時	平成 29 年 8 月 10 日
視 察 先	横須賀市 市民部市民生活課
目 的	NPO などの市民活動を支援する制度の調査 市民協働推進条例の調査
内 容	<p>① 特定営利活動法人補助金・企画提案型市民協働モデル事業・寄付金控除指定制度について、制定過程、制度の周知・普及またその実績、成果、振り返りについて説明を受けた。</p> <p>② 企画提案型市民協働モデル事業について、3 年間の負担金交付が終了後のその事業の継続性について説明を受けた。</p> <p>③ 負担金交付を受けていた市民団体代表に、その効果および課題の説明を受けた。</p> <p>西東京市の NPO 等企画提案型事業への申し込み団体が減っている現状を打破するために非常に参考になった。</p>

旅費計算書

視察期間	2017年11月22日	(会派名)	
視察先	松本市役所	生活者ネットワーク	
視察項目	子どもの権利条例	(参加人数 2 名)	

日付	発(場所)	着(場所)	利用交通機関	距離(km)	金額	備考
11月22日	田無	国分寺	西武新宿線・国分寺線	12.8	206	
	国分寺	立川	JR中央線	6.1		乗車券は松本まで
	立川	松本	JR特急スーパーあずさ	197.9	6,350	うち特急券2680円
	松本	松本市役所	松本周遊バス	1.5	200	
	松本市役所	松本	松本周遊バス	1.5	200	
	松本	立川	JRスーパーあずさ	197.9	6,350	うち特急券2680円
	立川	国分寺	JR中央線	6.1		乗車券は国分寺まで
	国分寺	田無	西武新宿線・国分寺線	12.8	206	
小計					13,512	
日当	2,500円 × 日				0	
宿泊費	円 × 泊					
参加費等						
合計(1人当り)					13,512	
総合計	2 名				27,024	

様式第1号 (第3関係)

支 払 証 明 書

- 1 金 額 ¥27,024 円
- 2 支 払 先 西武鉄道・JR・松本市
- 3 件 名 「子どもの権利条例」視察交通費
- 4 支払年月日 2017年 11 月 22 日

上記のとおり支払したことを証明します。

会 派 名 生活者ネットワーク  
代 表 者 後藤ゆう子



## 行政視察報告書

### 松本市 子どもの権利条例について

日時：2017年11月22日（水）13：30～16：00

場所：松本市議会 会議室

視察先：上条公德さん（松本市こども部こども育成課 課長）

小岩井 淳さん（同 育成担当係長）

藤森千穂さん（同 育成担当係長）

井澤雅子さん（松本市こども部こども福祉課 課長補佐）

視察者：後藤ゆう子（西東京市議／生活者ネットワーク）、かとう涼子（同左）

#### <組織改組～条例制定の流れ>

・平成21年度に、市長部局+教育委員会による「こども部」を設置（市長部局）。市長部局はこども育成課、こども福祉課、保育課、教育委員会はこども育成課内の青少年健全育成業務を担当。

・その後、庁内関係課において、子どもの権利についての調整会議を開催。H23年度に「松本市子どもの権利検討委員会」を設置、山梨学院大学の荒牧重人先生を中心に、委員会19回、小委員会を5回開催し、H25年2月、市議会定例会を経て条例制定（H25.4施行）

・これまでも多くの条例づくりに携わった荒牧先生は、条例のベースとなるものを持っていた。そこに松本らしさを追加した。市長に子どもの権利条例を制定したいという強い意志があった。

・「今年度、課に着任したばかりだが、『前文6 どの子もいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち』に感銘を受けた。苦しい時、苦しい状態にある子どもに寄り添う、という条例である」（上条課長）

Q：条例制定前と後とで、何が変わったのか？

A：難しい質問。行政は事業評価によって費用対効果を計るが、子ども条例の費用対効果は見えにくい。荒牧先生には「数値だけで権利保障を計るのは充分ではない」と言っている。子どもの権利保障にどこまで貢献したのか、という視点で費用対効果を見ていく必要がある。また、予算編成の時期に、各課から要望事項を上げる際、「これは子ども施策だから（予算化を）頼む」という言い方をすることはある。

#### <子どもの権利相談室「こころの鈴」について>

・子どもの権利侵害に対する救済、回復を支援するため、H25年7月に「こころの鈴」を設置。相談は電話がメインだが、メールでも行う。単なる傾聴ではなく、実際に子どもを救済するために、子どもの権利擁護委員、子どもの権利調査相談員を配置。強い権限を持つ

つ第三者機関である。

・子どもの権利擁護委員は、条例第 16、17、18 条に規定されており、現在 3 名（学校関係の相談が多いことから、H29 年度に元小中学校校長を 1 名増員）。弁護士、大学教授、元小中学校校長からなる非常勤嘱託職員。

・子どもの権利調査相談員の仕事は、権利擁護委員の職務を補佐することとされ、条例第 16 条に規定されている。現在 3 名。非常勤嘱託職員。

・こころの鈴の運営費の内訳は、人件費、印刷・消耗品費、子ども施策シンポジウム参加費、電話回線代。公共施設に設置されているため、単独での施設費はかからない。人件費は、室長が 18 万弱/月、調査相談員が 9 万弱/月。

・H28 年度の年間相談件数は 375 件、延べ相談者数は 416 人。うち小・中・高校生からの相談件数は 149 件/35.8%（前年は相談者数 393 人、145 件、36.9%とほぼ横ばい）。

・相談方法は、約 7～8 割が電話。

・H29 年度の相談内容は、1 位：教職員の対応、2 位：交友関係、3 位：心身の悩み。

・擁護委員による学校訪問、相談室の連絡先を記載したカードの配布、ポスターの掲示、紙芝居や寸劇などによる周知に力を入れている。

・権利擁護委員は、必要に応じて勧告、是正要請、意見表明が可能だが、現在までに意見表明が 1 件あったのみである。

Q：相談支援機関を新たに設置することに、異なる意見は出なかったのか。強い権限を持つ第三者機関を設置することへの反対などは？

A：それまでも、子どもからの相談は子ども育成課で受けていたが、年間一ケタしか相談がなかった。現在もなお、子ども育成課の相談窓口は継続している。たしかに強い権限ではあるが、教育委員会も含め不満や反発の声は聞こえてこない。

Q：今年度、子どもの権利擁護委員（学校長経験者）が 1 名増員された経緯は。

A：こころの鈴の室長からの相談による。教職員の対応に関する相談が多かったことから、経験者の必要性が求められたため。

Q：こころの鈴は、相談依頼に基づく関連機関との連携・調整以外に、行政（特に子ども担当部署や教育委員会）との定期的な会合・意見交換などは行っているの。

A：年に 1 回程度（不定期）、家庭児童相談担当課や教育委員会と意見交換を行っている。

Q：こころの鈴に寄せられた子どもの声が、子ども関連施策の改善や見直しへと反映されることもあるのか。（例：児童館での新規事業の追加、学校での不登校対応の改善など）

A：改善や見直しの反映につなげていきたいと考えるが、現在のところはない。



Q：こども育成課の相談窓口で、年間一桁程度とされてきた子ども自身からの相談が、「こころの鈴」の開設後、なぜ多数寄せられるようになったか。運営における課題は。

A：従来の相談は青少年相談として位置づけられており、子どもに対する広報活動もあまり行われてこなかった。こころの鈴ができたことで子どもへの広報活動を広く実施したことが相談件数の増加につながっている。

課題は、①相談室の環境の向上（現在の相談室は手狭）、②相談員の質の向上、③子どもが話しやすい若い相談員の確保とそのための予算確保、④現在の擁護委員が辞めた場合の人材確保、⑤擁護委員の研修やより相談室の運営に関われるようにするための予算確保、⑥効果的な広報活動。

以上